

高砂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1. 条例策定に当たっての市の考え方

市が条例等で定める基準は、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもとに、地域の実情に応じて定めることとされている。本市では国の基準に準じて、条例の策定に向けた検討を進めていく。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、 <u>必ず適合しなければならない基準</u> 。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参考しなければならない基準。「参酌すべき基準」を十分参考した結果であれば、地域の実情に応じて <u>異なる内容を定める</u> ことは許容される。

2. 国の基準と本市の基準について

国の基準に基づき、本市の基準を次のように定める。

従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	国が示す基準の内容	従／参	本市の基準
設置者からの暴力団排除	(国からは示されていない。)	市独自	暴力団の参入等を排除
乳児等通園支援事業者的一般原則（内閣府令・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第5条）	<ul style="list-style-type: none"> 利用乳幼児の人権に配慮し、人格を尊重しなければならない 地域社会との交流及び連携を図り、運営内容を適切に説明すること 自ら評価を行い、常にその改善を図ること 定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図ること 事業の目的を達成するために必要な設備の設置 採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払うこと 	参	国基準のとおり
非常災害（第6条）	<ul style="list-style-type: none"> 消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をすること 避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回は行うこと 	参	国基準のとおり

項目	国が示す基準の内容	従／参	本市の基準
安全計画の策定等(第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児の安全確保のため、安全点検、職員、事業所外での活動、取組等を含めた生活その他日常生活における安全指導、職員研修及び訓練について安全計画を策定し、必要な措置を講じること ・職員に対し、安全計画を周知し、研修及び訓練を定期的に行うこと ・保護者に対し、安全計画に基づく取組内容を周知しなければならない ・定期的に安全計画を見直し、変更すること 	従	国基準のとおり
自動車を運行する場合の所在の確認(第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所外での活動等のために自動車を運行するとき、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により所在を確実に把握すること ・送迎のため自動車を運行するとき、利用乳幼児の見落とし防止装置を備え、所在の確認を行うこと 	従	国基準のとおり
職員の一般的条件(第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない 	参	国基準のとおり
職員の知識及び技能の向上等(第10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、常に自己研鑽に励み必要な知識及び技能の修得、維持向上に努めること ・乳児等通園支援事業者は職員の研修の機会を確保しなければならない 	参	国基準のとおり
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準(第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上支障がない場合は、他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる 	従 (職員に係る部分に限る)	国基準のとおり
利用乳幼児を平等に取り扱う原則(第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児の国籍、身上、社会的身分又は費用を負担するか否かによって差別的扱いをしてはならない 	従	国基準のとおり
虐待等の防止(第13条)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対して児童福祉法で禁じられた行為や心身に有害な行為をしてはならない 	従	国基準のとおり

項目	国が示す基準の内容	従／参	本市の基準
衛生管理等 (第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない ・感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施するよう努めること ・必要な医薬品その他医療品等を備え付け、適正に管理すること 	参	国基準のとおり
食事(第15条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児に食事を提供する場合(外部からの搬入を含む)、当該施設に調理機能を有する設備を備えること 	従	国基準のとおり
内部の規程 (第16条)	支援事業の運営に関する重要事項(目的・方針、支援内容、職種・職員体制、提供日・時間、提供しない日、費用、利用定員、利用開始・終了、緊急対応、災害対策、虐待防止、その他重要事項)を規程として定めること	参	国基準のとおり
事業所に備える帳簿(第17条)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること 	参	国基準のとおり
秘密保持等 (第18条)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、正当な理由なく業務上知り得た子どもや家族の秘密を漏らしてはならない ・元職員が秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じること 	従	国基準のとおり
苦情への対応 (第19条)	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付窓口の設置すること ・市町村から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を講じなければならない 	参	国基準のとおり
事業の区分 (第20条)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般型及び余裕活用型の区分をする ・一般型は、余裕活用型以外のものをいう ・余裕活用型は、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等(居宅訪問型を除く)を行う事業所において、その利用定員の範囲内で行うものをいう 	従	国基準のとおり
一般型の設備基準(第21条)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室 満2歳未満の乳幼児のうちほふくしないもの 1人につき 1.65 m²以上 ・ほふく室 満2歳未満の幼児のうちほふくするもの 1人につき 3.3 m²以上 ・保育室又は遊戲室 満2歳以上の幼児 1人につき 1.98 m²以上 ・保育室又は遊戲室には、必要な用具を備えること 	参	国基準のとおり

項目	国が示す基準の内容			従／参	本市の基準																		
	<p>・保育室等（乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びヘを、3階以上に設ける建物は、次のイからチに掲げる要件に該当すること</p> <p>イ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物</p> <p>ロ 次表の左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に掲げる区分ごとに同表右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること</p>			従 (調理 設備に 係る部 分に限 る)	国基準のと おり																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>屋内階段 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>屋内避難階段又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー 準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常用</td> <td>屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>屋内避難階段又は特別避難階段 準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4階以上</td> <td>常用</td> <td>屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段 耐火構造の屋外傾斜路 屋外避難階段</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられること</p> <p>ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次のいずれかに該当するものを除く）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること</p> <p>（1）自動スプリンクラー設備等</p> <p>（2）自動消火装置かつ延焼防止措置</p> <p>ホ 壁及び天井仕上材を不燃材料としていること</p> <p>ヘ 乳幼児の転落事故防止設備</p> <p>ト 非常警報設備及び火災通信設備</p> <p>チ カーテン、敷物、建具等の防炎処理</p>						階	区分	施設又は設備	2階	常用	屋内階段 屋外階段	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー 準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備 屋外階段	3階	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段 準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備 屋外階段	4階以上	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段	避難用	特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段 耐火構造の屋外傾斜路 屋外避難階段
階	区分	施設又は設備																					
2階	常用	屋内階段 屋外階段																					
	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー 準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備 屋外階段																					
3階	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段																					
	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段 準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備 屋外階段																					
4階以上	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段																					
	避難用	特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段 耐火構造の屋外傾斜路 屋外避難階段																					

項目	国が示す基準の内容	従／参	本市の基準
一般型職員基準（第22条）	<p>保育士又は市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を配置しなければならない</p> <p>・乳児等通園支援従事者の数 乳児 おおむね3人：1人 満1歳以上満3歳未満児 おおむね6人：1人 半数以上は保育士、常時2人を下回ってはならない</p> <p>・次に該当する場合、専従従事者を1人とすることができる (1) 保育所等と一体的に運営されている場合であって、当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、乳児等通園支援従事者が保育士であるとき (2) 利用乳幼児数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき</p>	従	国基準のとおり
一般型支援の内容（第23条）	・保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供	従	国基準のとおり
一般型保護者との連絡（第24条）	・利用乳幼児の保護者と密接に連絡をとり、理解及び協力を得るよう努めなければならない	参	国基準のとおり
余裕活用型設備及び職員の基準（第25条）	・余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、保育所、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼保連携型認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所の基準の定めるところによる	従 (設備及び職員に係る部分に限る)	国基準のとおり
準用（第26条）	・余裕活用型乳児等通園支援事業所において、一般型支援内容及び一般型保護者との連絡を準用すること	参	国基準のとおり
電磁的記録（第27条）	・書面で行う記録・作成・保存などを、電磁的記録（電子データ）で代用できる	参	国基準のとおり